

【翻訳】

サゲソンドチブ
複式簿記としての四介松都治簿法の
成立時期に関する探索

——北朝鮮から入手した会計の古文書を中心として——*

Research on the Formation Timing of Double Entry Bookkeeping Method in Korea:
Evidence from Accounting Documents in North Korea

【著】 趙 益 淳**・鄭 錫 佑***

【訳】 杉本 徳栄

要 旨

北朝鮮の朝鮮商業史の研究者である洪熹裕の研究（洪熹裕 [1962]・洪熹裕 [1989]）によれば、松商〔開城商人：訳者〕達は商業を営みながら複式簿記を用い、彼らの商業活動の成果を記録・管理したという。本研究では、北朝鮮から入手した李氏朝鮮時代の会計文書を中心として、複式簿記としての四介松都治簿法〔開城簿記法：訳者〕の成立時期を実証的に検討してみた。

今回入手した1786年以降の11冊の他給長冊と外上長冊を分析した結果、四介松都治簿法は1786年頃から貸借を区分して記帳する方式を採択していたことが明らかとなった。しかし、現行の複式簿記の記帳方法が採っている勘定中心の記帳方法よりも取引日中心の記帳方法を採用している。また、決算に用いられるものと推定される會計冊を入手できなかったため、決算を行っていたかについては確認できなかった。このことは、18世紀末頃からすでに四介松都治簿法が現行の複式簿記の形態ではないが、複式簿記の初期の形態ともいえる記帳方法を採択していたことを意味するものである。

* 本稿は、韓国会計学会の『会計ジャーナル』第16巻第4号、2007年12月の掲載論文であり、著者の趙益淳先生と鄭錫佑先生の許可をもとに訳出したものである。両先生に翻訳の機会を得たことに感謝申し上げる。なお、原著では「北韓」という用語を用いているが、翻訳にあたっては、地域名としての「北朝鮮」を使用している。

** Ik Soon Cho：高麗大学経営学部名誉教授（Emeritus Professor of Accounting, Business School, Korea University）

*** Seok Woo Jeong：高麗大学経営学部教授（Professor of Accounting, Business School, Korea University）

I. 序 論

趙益淳・鄭錫佑 [2006] の『朝鮮時代の会計文書に表れた四介松都治簿法の足跡』では、北朝鮮に実在する会計文書から、わが国の複式簿記の成立時期が1786年以前であった可能性を示唆した¹⁾。本研究では、この見解に該当する北朝鮮の資料を入手し、直接分析、検討して、現存する帳簿にみられる複式簿記としての四介松都治簿法〔開城簿記法：訳者〕の成立時期について考察する。北朝鮮で朝鮮の商業史を研究した洪熹裕は、「松都四介文書に反映された松商達の都買活動」(1962)と『古代・中世朝鮮産業史』(1989)において北朝鮮に実在する会計文書について記録している²⁾。洪熹裕は、当該研究論文と著書において、開城商人達が商業を営みながら「手形」を多用し、その活動範囲が全国に及ぶものであったという事実を立証する手段として、わが国の会計の古文書を引用した。彼はそのなかでも、〔2分冊された元帳としての：訳者〕外上長冊・他給長冊に関連して、「長冊に複式で記入した内容の正確性を検討し、財政状態を明らかにし、また純損益とその原因を明らかにする手段として、會計冊という帳簿を使用した。最終的な決算関係を明らかにする決算冊も使用した」と述べている。また、洪熹裕は、複式簿記の仕訳帳に該当する「草日記」と「中日記」という日記冊も使用していたことを指摘している。

本研究は、このような洪熹裕の主張を、北朝鮮で探し求めて発見した会計の古文書の分析、検討を通じて確認しようとするものである。しかし、洪熹裕が言及した会計文書のうち、われわれは他給長冊と外上長冊だけを入手することができたが、日記冊、會計冊、決算冊についてはその存在如何について確認することができなかった。本研究では、入手した他給長冊と外上長冊のうち、^{ヒョンピョンジュ}玄 丙 周の四介松都治簿法〔に関する著書(玄丙周[1916])：訳者〕が刊行される以前の会計文書の検討を通じて、四介松都治簿法が如何に発達してきたのかについて考察する。

1786年からの記録である他給長冊など、北朝鮮から入手した全体で11冊の李氏朝鮮時代の会計文書を検討した結果、玄丙周(1916)が記録している完全な四介松都治簿法を見出し得なかったが、1786年からすでに非現金取引を現在の借方と貸方に区分する表示とみなすことができる記録方法を使用していた事実については見出すことができた。今回検討した記録の代表的な特徴は、取引日中心で記録・管理しているということである。これまで北朝鮮以外の地域で発見した会計の古文書は、勘定科目中心で記録している。しかし、四介松都治簿法で仕訳帳として利用された日記冊を入手することができず、外上長冊や他給

1) これについては、趙益淳・鄭錫佑 [2006] の114頁、115頁、218頁、219頁、253頁の最後の文章、260頁、261頁、263頁および265頁を参照されたい。

2) この研究論文と著書は、主に李氏朝鮮時代の産業に関する歴史に焦点を当てたものである。

長冊においても日記帳からの転記を示す痕跡を見出すことはできなかった。これは、外上長冊と他給長冊が少なくとも現在の得意先元帳や仕入先元帳の機能を果たしていたということを示すものである。また、四介松都治簿法で使用した符牒である蘇州数字を単価の表示、合計金額の表示などに使用し、各勘定の貸借平均の表示記号として△〔行劃：訳者〕の符牒を使用した。しかし、決算の痕跡を見出し得ていない。ここから生じる疑問、つまり洪熹裕の論文や著書で指摘する日記冊や會計冊（決算書）および損益計算が、北朝鮮に実在するものを引用したものなのか、もしくは玄丙周〔1916〕の四介松都治簿法をみて引用したものなのかという疑問について解消できる事実を確認することはできていない。われわれは、洪熹裕の著述が北朝鮮に実在する記録を基準としたものであるという仮定に基づいている。

本研究の構成は、次のとおりである。第Ⅱ節では複式簿記の定義について検討する。第Ⅲ節から第Ⅸ節では、会計文書の年度順に乾隆51年（1786年）の他給長冊第三、嘉慶元年（1796年）の外上長冊第六、嘉慶三年（1798年）の他給長冊第六、道光元年（1821年）の他給長冊第一、道光二十二年（1842年）の外上長冊第九、光緒二年（1876年）の他給長冊と外上長冊、歳甲申八月外上長冊第二と他給長冊第二、光武四年庚子四月他給長冊第三、光武二年戊戌十二月外上長冊第四の内容についてそれぞれ考察する。第Ⅹ節では、本研究の要約と結論を述べる。

Ⅱ. 複式簿記と四介松都治簿法

北朝鮮の会計文書にみられる治簿法〔簿記法：訳者〕が、玄丙周〔1916〕に紹介された四介松都治簿法とどの程度合致するか、またこれを複式簿記とすることができるかということについて理解するために、まず複式簿記の定義と四介松都治簿法の治簿法について簡潔に論じてみたい。

複式簿記という用語は広く知られているが、その内容がどのようなものなのかについての正確な定義は、専門家の間でも少なからず見解が異なる。本研究では、趙益淳・鄭錫佑〔2006〕が利用した複式簿記の定義に従うことにする。つまり、趙益淳・鄭錫佑〔2006〕では、複式簿記を会計主体が所有するすべての資産とその資産に対する請求権を漏れなく記録対象とみなして、常に「資産＝負債＋資本」という貸借対照表等式の均衡が成り立つ取引記録を互いに連携させる組織的な記録体系として捉えている。そのためには、ひとつの取引のある勘定科目の借方に、また他の勘定科目の貸方に記入しなければならない。

このような定義からすれば、①財産目録の作成、②備忘録への原資取引の記録、③個別取引の貸借分析の記入、④元帳にある左右対称の勘定科目への仕訳記録の転記、⑤正確性

の検証および⑥名目勘定を損益勘定に振り替え、損益勘定を資本勘定に振り替える、という順序から成り立っているルカ・パチオリ（Luca Paciolo）の簿記手続きは、複式簿記の定義に符合する³⁾。ルカ・パチオリの簿記は、複式簿記の起源として受け入れられている。その後の簿記の基本的な手続きはほとんど変わることはなかったが、正確性の向上と効率化という名目で勘定科目の多様化、とくに費用勘定の多様化、決算手続きの定期化、元帳とは独立した財務諸表の作成等の発展をみている。

玄丙周 [1916] や1899年から1904年の^{テハンチョンイル}大韓天一銀行〔現ウリ銀行：訳者〕の会計文書に使用された治簿法にみられる四介松都治簿法も、仕訳帳に該当する日記冊、元帳に該当する長冊および決算を行なった會計冊を備えており、日記冊の仕訳を転記する勘定科目が長冊に設定されており、また残高試算表の作成や集合勘定である損益勘定での期間損益の計算を行なっているが、財務諸表の作成までは展開していない。四介松都治簿法は、パチオリの複式簿記とほとんど同じ水準の複式簿記であるといえることができる。しかし、仕訳帳である日記冊が仕訳帳の役割を果たすだけでなく、現金出納帳と元帳での現金勘定の役割も兼ねていたという点や、元帳である長冊が総勘定元帳ではなく外上長冊（資産および費用元帳）と他給長冊（負債および収益元帳）に分かれているという点が、パチオリの複式簿記とは異なる。

これ以外にも、四介松都治簿法にはいくつかの特徴がある。たとえば、西洋式複式簿記で使用されたいくつかの記号とは異なる符牒を使用したこと、横書きではなく縦書きだということ、左側から右側へと記録するのではなく、右側から左側へと記録したこと、アラビア数字ではなく漢字と蘇州数字⁴⁾を使用し、「0」（ゼロ）がなかったことなどの違いもあるが、それらは複式簿記の基本的なフレームワークには影響を及ぼすものではなかった⁵⁾。

Ⅲ. 乾隆五十一年（1786年）丙午三月他給長冊第三⁶⁾

乾隆は中国清の国の〔高宗（在位時期：1736年～1795年）の：訳者〕年号で、乾隆51年

3) 複式簿記の定義は、ルカ・パチオリの複式簿記以降の発展により若干の差異が生じ得る。しかし、この差異は、複式簿記の根本原理から生じるものではなく、財務諸表の作成如何など追加的な手続きの有無を含めるかどうかによるものである。本研究で用いる定義は、このような追加的な過程が省略されたものを複式簿記だとみなしている。詳細については、趙益淳・鄭錫佑 [2006], 257-259頁を参照されたい。

4) 標算または胡算ともいい、物品の単価を表わす際に使用した計算用の数値をいう。

5) 四介松都治簿法の詳しい内容については、趙益淳・鄭錫佑 [2006] の第4章を参照されたい。

は1786年、わが国の場合、李氏朝鮮の^{チョンジョ}正祖〔第22代国王。在位時期：1776年～1800年：訳者〕10年に該当する。この時期は、李氏朝鮮では貨幣経済が継続的に拡大した時期に当たるとされる。この長冊は、わが国に現存すると確認されている会計の古文書のなかでもっとも古いものである。これは1786年から1788年に至る3年間の記録であり、当該長冊に収録されている人名の数は全体で231名であり、そのうち13回登場するのがひとり、11回登場するのが2名というように、同じ人物が数回にわたって登場している。これらを調整して把握した人名数は、全体で60名である。人名勘定以外の勘定、たとえば公用秩〔勘定：訳者〕、買得秩などはひとつもなく、完全に人名勘定だけが記録されている会計帳簿である。

この他給長冊の記帳方法は、玄丙周〔1916〕が紹介する四介松都治簿法とは異なったもので構成されている。四介松都治簿法や西洋式複式簿記では、勘定は取引日、取引内容、取引金額、取引の性格などのすべてを包括するタイトル（以下、「勘定科目中心主義」という）であるが、この他給長冊は、一部の内容を除けば、債務の発生日が勘定科目、取引内容、取引金額、取引の性格を包括するタイトル（以下、「取引日中心主義」という）となっている。

しかし、この他給長冊は、四介松都治簿法が備える2冊の長冊制度、すなわち他給長冊と外上長冊（借方残高勘定の元帳）のうち、他給長冊に該当するものであることを確認できる。この他給長冊は、次節で分析する嘉慶元年（1796年）の外上長冊に相当するものと思われる。記帳方法は、四介松都治簿法による会計記録のように、すべて縦書きで右側から左側に記録されている。記帳に際して使用する文字は漢字であり、数字も一般の文字と同じで、四介松都治簿法のように単価の表示や合計額の表示には蘇州数字、場合によれば胡算〔標算：訳者〕という数字を使用している。この他給長冊の記帳方法、すなわち取引日中心主義による実際の記帳例を見てみると、次のとおりである⁷⁾。

四月二十二日	朴公一	京換入文	一千五兩	内	口給文二兩五錢	二十九日三百
		又口還入二錢五分			百兩	五月初一日一百兩
						初二日三百兩
						初三日退換條二百兩
						初八日一百兩
						退換駄文一兩除
						六月二十日一兩七錢五分
						畢下

6) この他給長冊第三は1786年から1788年までの記録だと思われ、また他給長冊第一と第二は1780年から1785年までの記録だと推測される。この長冊に関連性ある日記冊、會計冊、決算冊を入手できていないため、当該長冊が玄丙周〔1916〕の四介松都治簿法〔の原理：訳者〕に基づいていたかについては判断できない。

7) 原本は縦書きであるが、ここでは横書きで引用する。

林景培 間債 入 五月本文 四百兩 限六月晦日 兩朔依邊
 内 六月二十二日 給文二百兩 二十三日 邊并給文二百十兩畢
 下

四月二十九日 梁儀天 京換文 四百兩 内 二十八日先給文一百兩 兩巡欠錢三錢三分
 五月初三日欠文一錢八分 初六日一百兩 初七日八十兩 初八日九十兩 十二日二十四兩 十八日畢給文五兩四錢九分

林景培 平換 入 五月本文四百兩 限閏七月晦日平給次三朔依邊
 内 閏七月初十日四百兩手記片紙給
 八月十九日邊畢給文十五兩一分

上の人名勘定を勘定科目中心主義で変換してみると、次のとおりである。

林景培 四月二十二日 間債 入 五月本文四百兩 二十九日平換五月本文四百兩
 限閏七月晦日平給次三朔依邊
 内 六月二十二日給文二百兩 二十三日二百十兩
 閏七月初十日四百兩手記片紙給
 八月十九日 邊畢給文十五兩一分

すでに考察したように、取引日中心の記録方法は、勘定科目中心の記帳方法よりもひとつの取引箇所との情報を総括するにあたって効率的ではない。伝統的な四介松都治簿法によれば、仕訳帳に該当する日記冊は取引日を中心として記録するが、元帳である長冊は勘定を中心として記録する。しかし、わが国最古のこの他給長冊は、取引日中心主義の記録方法を採用している。先に引用した原本と異なるところは、各人名勘定の上部に「債務が完全に清算されたこと」を表示する記号である△の符牒が付されていることである。

伝統的な四介松都治簿法と同様に、上記の他給長冊と各人名勘定を借方と貸方に分けて記録しているが、貸方を「入」、また借方を「内」という文字符号を使用して区分している。引用からも明らかなように、「入」の記録は取引日別に同じ人名勘定を設けているが、「内」での記録は取引日別に新たな勘定科目を設定して記録するという方式を採っていない。「内」の最後の記録は、「畢給」、「畢下」または「下片本名移録」という文字で締め括られ

ている。

この他給長冊の記録のなかで窺い知ることができる他の会計文書として、「去來冊」,「外上長冊」,「周年會計」⁸⁾,「去來會計」,「他給長冊第二」,「他給長冊第四」および「兩人契會計」⁹⁾ などがある。

この他給長冊第三の記録は、資金を借り入れた内容である「布木〔麻布と木綿：訳者〕の掛仕入とその債務の返済」についての記録が主軸を成している。借入資金の種類を短期資金または一般資金に区分し、債務償還期限、利息額またはその計算方法を示す内容が「入」の部に記録されており、「内」の部では借入元金や掛仕入の債務額の償還が記録されている。「内」の下には、当該人名勘定の「入」での記録とは関連のない利息の減額や借入資金の不足額（欠銭）が記録されている箇所もある。したがって、ある人名勘定は、その「入」の部の記録額と「内」の部に記録された合計金額とが一致していないにも関わらず、当該勘定科目の上部に△の符牒が付されていることもある。

他給長冊上の人名勘定の貸方記入（入）において、「入」の表示がないこともあり、それは「上策移來」（他給長冊第一または第二からの繰越）または「上片移來」（同じ帳簿の前段部分からの繰越）の場合についてである。他給長冊の借方に該当する「内」での記録には、「内」という符牒と金額の記録がないまま、「入」の部の記録の下に債務償還の日付と「給」,「下」および「會計」で締め括っていることもある。

以上の事実を踏まえて、日記冊や會計冊がない状態で、当該他給長冊に記録された内容が複式簿記の原理とどの程度合致するかについて把握するために、その内容が日記冊から転記されたものなのか、または複式記入となるように転記されたものなのか、さらにこの長冊が損益と純資産計算に至る決算と結び付いているかについて推論してみたい。

第一に、この他給長冊に関連性のある日記冊がないので、当該長冊の記録が日記冊から転記されたものかどうかについて確認することはできない。同じ日付による同一の金額が、当該他給長冊上で異なる人名勘定の「入」と「内」の部に記録された可能性についても確認してみたが、そのような事実も見出すことはできなかった。

第二に、この他給長冊の人名勘定の貸方である「入」の部への記録のなかで、今後支払わなければならない利息を金額の表記のないまま「依邊」とだけ記録し、負債の増加として認識して、その借方の「内」の部で支払利息の金額を記録している。これは、当該人名勘定自体の貸借平均が成り立っていない結果をもたらしている。

第三に、この他給長冊の各人名勘定の残額が、年度末決算に結び付いているかについて

8) 一定期間を周期として記録を行ない、整理したという意味だと思われる。しかし、現存する文書からは、どのように整理したかについて窺い知ることができない。

9) ふたりが作った契についての会計をいう。

確認する方法がない。ただし、この他給長冊の記録に「周年會計」という會計冊名のあるものもあり、年度決算を実施していた可能性がある。

第四に、この他給長冊に記録されている勘定は、すべて人名勘定であり、費用や収益に属する勘定科目は皆無であった。

第五に、この他給長冊の記帳方法が取引日中心で展開されているため、当該他給長冊自体が日記帳兼債務管理用の記録である可能性が高い。

このような推論を踏まえてみると、〔当該帳簿の記帳原理は：訳者〕玄丙周〔1916〕に紹介された四介松都治簿法の初期形態だといえることができる。しかし、これを複式簿記であるとの結論を下すためには、関連性のある日記冊や周年會計といった追加的な会計文書が必要である。とはいえ、現金の入出金だけを記録した単式簿記から一步前進した形態の記録だということはできるだろう。

IV. 嘉慶元年丙辰九月外上長冊第六と嘉慶三年戊午九月他給長冊第六

嘉慶は、中国の清の仁宗〔在位時期：1796年～1820年：訳者〕が使用した年号であり、嘉慶元年は1796年にあたり、また嘉慶三年は1798年である。これは李氏朝鮮の正祖20年に該当する。この外上長冊は1796年から1809年までを記録したもので、そのうち1800年と1801年の記録はみられない。しかし、他給長冊は1798年から1812年までの記録から成り、すべての年度の記録がみられる。この2冊の長冊の記録形式とその書体は、先の第Ⅲ節で検討した他給長冊とまったく同じであり、同一の会計主体の会計記録であると推察される。第Ⅲ節で検討した他給長冊は、1786年から1788年までの記録で、その帳簿番号は第三であるが、この他給長冊の帳簿番号は第六であり、1798年からの記録から成り、その年度の隔たりは10年に及ぶ。このことから、他給長冊第四や他給長冊第五があったものと思われる。ここで、2冊の長冊を一緒に検討する理由は、2冊の長冊上の勘定のもとで、同一の日付で同じ金額が複式記入されているか否かを確認するためである。

この外上長冊第六に収録されている勘定科目の総数は949勘定であり、そのすべてが人名勘定である。外上長冊の借方は取引日ごとに各人名勘定を設定して記録しているが、その貸方は様々な日付の取引を記録している。すなわち、外上長冊第六も先にすでに説明した他給長冊と同様に、取引日中心主義で記録されている。この長冊の勘定の借方（債権資産の増加）は、「放」、「給」および「貸去」という表記の下に取引内容を記入し、その貸方は「内」の表記の下に様々な取引日別の取引内容を記録している。ここで、「放」は掛売上、「給」は利息を受け取る資金貸付、「貸去」は利息を受け取らない資金の一時的融通を意味するものとして使用したと思われる。以前に繰り越された資金を貸し付けたときは、

その債権資産の増加を「捧次」と表記し、他の貸し出しとは区別している。

この長冊の各勘定の貸借が一致すれば、「内」の部に記録された債権回収記録の終わりに「上」や「畢上」と記し、借方残高の場合は「内」の部の最終記録の下に「會計冊 去」、 「下片 去」、 「賃置冊 去」、 「己上合 會計」および「下片本名移録」などと記し、当該人名勘定の上部に△の符牒を表記する。この外上長冊でも先のお給長冊の場合と同様に、これから支払いを受ける利息を貸付と同時に債権として記録している。とくに、この外上長冊ではその利息金額を正確に数値化し、その勘定の借方に記録している点は先のお給長冊とは異なる。

この外上長冊には、貨幣額で取引内容を記録せずに、物量で取引内容を記録した人名勘定が3つある。貸借が平均しておらず、人名勘定の上部に△の符牒が付されていない勘定が、先のお給長冊にはひとつだけ確認されたが、この外上長冊ではそのような人名勘定が多数みられる。

嘉慶三年（1798年）のお給長冊第六は、そこに記載された人名が異なるだけで、その記帳方法は先に検討した乾隆五十一年（1786年）のお給長冊第三とおおむね同じである。ただし、勘定の貸方である「入」の部に記入された借入額や買入債務額以外に、その借入期限および利息計算方式だけを記入した従前の方式から、その利息相当額を債務額として直接記録する方式へと改まっていることが主たる違いであるといえることができる。このお給長冊においては、その借方である「内」の部に支払利息が減額された場合、その減額分を控除した実質的な支払額を記入しているが、「入」の部に記入された利息債務額は減額前の金額が記入され、貸借平均を損なう記帳方法を採用している。お給長冊第六について特記すべきことは、「内」には2つの使用方法があるということである。すなわち、第一に、（お給長冊の場合、）借方を示す符牒として、また第二に「明細」の意味で用いているのである。これは、お給長冊第六ではある人名勘定に「内」の文字符号が二度記されることもあることから推察し得る。

以下では、お給長冊第三では説明していないが、お給長冊第六でも同じ固有の表現があるもののなかから、説明を要すると思われるものをいくつか採り上げる。

前記（前冊または前頁）からの繰越を示す「上來」には、その下に「給次」を相伴っており、「下片本名移録」で表記された金額は、その次に登場する当該人名の貸方（入）での「上片移來」という表記の下に繰り越されている。正月本、八月本および冬行本は、1月、8月および12月から利息計算が行なわれる元金という意味である。貸借平均した各人名勘定には、「内」の記録の終わりに「下」、 「畢下」、 「給下」、 「下片傳」、 「下片移録」、 「己上合會計」および「下片本名移録」などが記されている。間債は現在のコールに類するもので、一般的な負債よりも利率が高い資金を呼称するものである。債入と間債入、債給お

よび間債給の違いは、一般資金か短期資金かを識別することにあると思われる。

次に示したものは、上記の外上長冊と他給長冊に記されている取引例を横書きに代えて示したものである。

例：

己未正月初三日 △金大叔 間債給文 一百五十兩 限今七月晦日
 邊文 十一兩二錢五分
 内 八月初六日 一百五十兩 初十日
 十一兩二錢五分畢上

(以上は、外上長冊)

己未正月初三日 △姜得甫 間債入文 一百五十兩 限今七月晦日
 邊文 十一兩二錢五分
 内 七月七日給文 一百兩 二十日
 五十兩 八月初八日文 十一兩二
 錢五分畢下

(以上は、他給長冊)

己未十月十四日 △金君若 九月本債給文 一百二兩八錢六分 周邊文 庚申二月
 初四日 一百八兩五錢一分 畢上

(以上は、外上長冊)

己未(月日なし)¹⁰⁾ △奇特 入 金光顯三員稷分一衿 己九月本文 一百二兩八
 錢六分 周邊文
 又 庚申二月十八日 陳淳心兒稷一衿分下 己
 上合文 二十兩四錢二分
 三月本文 一百兩 周邊文六月二十九日文
 二兩 本邊合庚八月本文二百二十五兩二
 錢八分 下片本名移録

10) 月日の記入がないが、その直前の取引日が9月12日であり、その直後が12月3日なので、この取引日が10月14日である可能性もある。この外上長冊の金君若勘定の貸付金は、翌年の2月4日に回収されたにも関わらず、奇特勘定(他給長冊)はその貸方残額を次のその人名勘定に繰り越している。この回収日付と次の当該勘定に繰り越した日付も一致しない。

(以上は、他給長冊)

V. 道光元年辛巳六月他給長冊第一 朴美瑞都中

道光は清の国の宣宗〔在位時期：1821年～1850年：訳者〕の年号で、道光元年は1821年であり、李氏朝鮮の純祖〔第23代国王。在位時期：1800年～1834年：訳者〕21年に該当する。この他給長冊は、1821年から1826年までの6年間の債務に関する記録である。会計主体は、朴美瑞組合パクミソまたは同業者組合である。この他給長冊には全体で169個の人名勘定が登場する。したがって、1年平均で25名と取引を行なったものと理解できる。そのうち、「飲下條」という異色の勘定科目がひとつみられるが、これは酒代を処理した勘定のように、取引日と金額だけが記録されており、記帳内容からはそれが費用勘定なのかを明確に判断する術がない。記載された169個の人名勘定のなかで、同じ人名は6回、5回および4回というように何度も登場する人名勘定があり、当該帳簿に実際に登場する人名は123個である。

この他給長冊も取引日中心主義で記帳されている。貸方では日付の月日を左側に、その次に人名を、その下に「入」、またそれに続いて取引内容と金額を記録している。その下に「内」を記し、貸方と区別、すなわち借方であることを示して、その下に取引日、取引内容および金額を記し、続いて「相計完」、「還給完」、「會計第一傳」、「松換給完」および「給完」といった多様な用語を最後に付している。「上」や「下」が最後に付されていることもそれぞれ一回ずつみられる。この他給長冊の人名勘定の上には、貸借が平均していても△の符牒が付されていない。

この他給長冊のひとつの特徴は、毎年度に「會計傳」を最後に付した日付がおおよそ5月22日に統一されていることであり、当該長冊から決算（會計冊）へと続いていたものと考えられる。しかし、この長冊についても日記冊から転記された痕跡を見出せない。そのため、この他給長冊だけで判断すれば、この記録は会計主体の債務関係を他の記録とは関わりなく記した会計帳簿だといえるかもしれない。

この長冊には、ただ一箇所だけではあるが、「ハングル文字」が用いられている。誤って記録した部分に線を引き、その横に正しく記した箇所がいくつかあり、移し書きしながら判読不能な部分は空白にしておいた点などを考え合わせると、このハングル文字は本来の記録を他の人が筆写したことによるものとも思われる。

VI. 道光二十二年壬寅七月外上長冊第九

道光二十二年は1842年で、李氏朝鮮の憲宗〔第24代国王。在位時期：1834年～1849年：訳者〕8年に該当する。この外上長冊は、1842年から1860年までの19年間の債権の増減を記録した元帳である。この外上長冊も先に検討した他の長冊と同様に、取引日を中心に記録している。取引日中心主義の会計記録方式と勘定科目中心主義の記録方法の特徴を例示してすでに説明したように、われわれが入手した北朝鮮に実在する長冊は、いずれも取引日中心主義の記帳方式を採用している。現在、日本の神戸大学に保存されている会計の古文書〔平井泰太郎教授が収集した開城簿記帳簿：訳者〕は、仕訳帳を通じた元帳への複式記入を行っており、元帳は勘定科目中心の記録を行っている。玄丙周の四介松都治簿法も日記帳を通じた複式記入を展開しており、元帳は勘定科目中心で記帳している。この外上長冊の主体は、先の第Ⅲ節と第Ⅳ節の長冊の主体と同じ人物であると推定される。というのも、その記帳方式が完全なまでに同じだからである。

19年間の会計記録であるこの外上長冊に登場する人名は全体で197名であり、そのうち一部の人名が最高で34回反復して登場しており、実際に記録されている人名の数は197名よりも遙かに多い。これらの人名（取引の相手勘定）は1843年には24名、1844年は40名であったが、1845年にはひとりもなく、1846年には23名、1847年は12名、1848年は11名、1849年は10名、1850年は5名というように激減していることからすれば、年度を重ねるたびに営業が不振であったものと考えられる。

この外上長冊は他の会計文書のように縦書きであり、左側に日付の月日を、その下に△の符牒、その次に人名、貸付資金の種類、それに続いて「給」、取引金額、貸付期限と今後受け取る利息額を記入している。その下に「内」を記し、またその下には取引日と取引金額を記入した後、「上」や「畢上」が最後に付されている。そのため、借方は「給」で、また貸方は「内」で区分しており、貸付金の完全回収は「上」と△の符牒で表示している。

この外上長冊も先に説明した取引日中心主義の記録例と同様に、直前の日の取引記録に登場した人名でもその次の日に新たな取引対象となれば、同じ人名をもうひとつの勘定として記録する方式を採択している。しかし、その人名の「内」の部での記録は、様々な取引日の記録となっている。ある取引先に行なった幾度にもわたる貸付をひとつの人名勘定にすべて記録し、その貸付額の回収も当該人名勘定で漏れなく記録すれば、債権管理が効率的であるにも関わらず、貸付日別に債権管理を行なったことは非効率的な債権管理方式であると思われる。このことから推し量ってみると、ひとつの人名勘定にすべての取引を統合・管理する段階には未だ達していなかったことを窺い知ることができる。

債権管理の方式が他の帳簿でもこの水準で成り立っているかについて把握するために、

この外上長冊と先に検討した道光元年の他給長冊の記録とを照らし合わせてみたところ、2冊の長冊間の記録年度が20年余りの隔たりがあるため、相互比較が不可能である。この外上長冊の各人名勘定から2つの回転貸付（ある取引先の名に対する貸付が、他の人名からの貸付金の回収で記録されていること）だけ確認することができただけである。

Ⅶ. 光緒二年丙子七月他給長冊と外上長冊

光緒二年は1876年を指し示す中国の年号であり、李氏朝鮮の高宗〔第26代国王、大韓帝国初代皇帝。国王在位時期：1863年～1897年、皇帝在位時期：1897年～1907年：訳者〕13年に該当する。この2冊の長冊は一冊に結わえられており、原本ではない写本で入手した。他給長冊は1876年から1881年までの記録が収録されており、外上長冊は1876年から1879年までの記録となっている。

他給長冊に記録されている勘定科目数は全体で138個であり、そのうち133個の人名勘定、3個の物品勘定および2個の損益勘定で構成されている。油丹秩と稷銭が物品勘定であり、利條秩と京換駄價が損益勘定である。「秩」という用語は、1741年以前に官庁の公文書で使用されたのが始まりで、1741年頃には用下記という同姓・同郷の一族の親族団体である宗親会の記録でも用いられていた。会計の古文書としては、日本の神戸大学に所蔵されている1754年の会計帳簿で「秩」が初めて登場する。秩は同じ性質の物件、文書および人物をひとつに結わえて表示したことを意味する。

外上長冊に記載された勘定科目数は155個であり、他給長冊に記載されている人名と同じものは62個に達する。このうち、物品勘定は油丹秩、丹木秩、質銀秩および京放米であり、損益勘定は公用秩、耕作銭および時在欠などの勘定がある。

これら長冊の記帳方式も取引日中心主義であるが、特定日に記載されたある人名勘定にいくつかの日付の取引が記録されているという違いを示している。そのため、2冊の長冊は、先の長冊が採択した純粋な取引日中心主義から四介松都治簿法が採った勘定科目中心主義の記録方式へと変遷する過渡期的な記帳方式を採ったものと解釈することができる。ただし、これら2冊の長冊には各勘定の貸借平均の表示である△の符牒はみられない。

他給長冊の各人名勘定は、「入」と「内」で貸方と借方を区分しており、外上長冊は「放」、「捧次」、「貸去」、「用」、「債給」（以上の用語は借方を示す）と「内」で貸借を区分している。ただし、公用秩だけは貸借区分をまったく行っていない。「放」は売上（掛売上）、「捧次」、「貸去」および「用」はいずれも利息を受け取らない債権の成立を示すもので、その違いについては知る由もないが、「債給」は利息を受け取る債権の成立を表示したものであると思われる。

2冊の長冊の各人名勘定の「内」の下にも、様々な取引日の取引記録が行なわれた後に「下」（他給長冊）と「上」（外上長冊）を最後に付しているが、貸借差額がある場合には、「會計冊同名傳」という文言を最後に付している。

古文書を検討して強く感じたことは、この2冊の長冊に記載された「順金宅」という人名勘定が、「資本主」または「現金」勘定である可能性が濃厚だということである。しかし、この2冊の長冊のどこにもその記帳が仕訳帳である日記冊から転記されたり、これら勘定残高が決算に結び付いていたりする痕跡を見出すことはできなかった。

Ⅷ. 歳甲申八月外上長冊第二と他給長冊第二

この2冊の長冊は、1884年から1904年までの会計記録である。この長冊も原本がなく、写本だけである。ひとつの年度の取引が極めて少なく、20年間の記録が一冊に結わえられている。

この2冊の長冊の記録形式も、先に紹介した北朝鮮資料と同様に、取引日中心主義の記帳方式を採っている。換言すれば、記録場所のもっとも左側に取引日を、その下に勘定科目の名称を、またその次に貸借を区別する文字符号としての「債給」や「貸去」（債権資産の増加）または「入」、「債入」および「放入」（負債または収益の増加）を記し、その下に取引内容と金額を記録している。これら貸借と反対の債権資産の回収、債務の償還は「内」という文字符号の次に当該取引日と金額を記録している点では、先に説明した長冊と違いはない。「内」の部の最後の記録によってその勘定科目の貸借が平均している場合には、「上」または「下」を最後に付し、その勘定科目の上部に△の符牒を付しているが、不思議なことに他給長冊についてだけこの△の符牒が付されていない。

これまでに説明した長冊と少し異なることは、外上長冊に土地の取得を示す勘定科目と思われる「買得」勘定があり、他給長冊にも土地の減少を示す勘定科目と思われる「放入」勘定があることである。この2つの勘定科目は、借方または貸方取引日とその金額が記録されているだけで、そこには「内」の文字符号や最後に付される「上」または「下」の記録が見当たらない。この2つの勘定科目を除けば、すべてが人名勘定に該当する勘定科目で構成されている。先の長冊と同様に、これらの長冊でも外上長冊の借方にはその日の資産の増加だけ記入されるが、資産の減少を記録する「内」の部ではいくつかの日付の取引が記録されている。これと同じ原理が他給長冊にも適用されている。

「買得」と「放入」が土地の取得や減少を表す勘定科目であると考えられる理由は、田畑の購入と売上を処理しているからである。しかし、その売買差損益を計算できる記録方法を採り入れておらず、記録の最後に付す「上」や「下」の文字符号もなく、繰越手続きや勘

定締切りの手続きも採っていない。そのため、この2つの勘定科目は、会計主体の土地売買に関する単純な記録だと考えられる。

この2冊の長冊が日記冊から転記されたものか否かについては知る術がない。また、この長冊からは決算の痕跡もまったく見出すことができない。このような事実は、2つの長冊の各勘定科目において、「會計冊傳」の表示が決算手続きを表すものではないかとの考えから、その日付を検討してみたが、同じ日付を見出すことができなかったためである。繰越転記を示す「會計冊移來」の日付も同じものはなかった。

次に、この2冊の長冊の記録内容を考察してみることにしよう。まず、この2冊の長冊に現金勘定がないことは確かであるが、他の四介松都治簿法の記録方式のように、日記冊がその機能を果たしているかについては知ることもできない。しかし、この2冊の長冊において、性格が明確でない「孫乃言^{ソンネオン}」という勘定科目がある。この勘定科目は、かなり多くの取引の相手勘定科目として外上長冊や他給長冊のいずれにも登場しており、そのほとんどが「内」という区分なく貸方または借方にのみ記録されており、非常に稀ではあるが「内」で区分した記録もある。もしこの勘定が現金だとすれば、他給長冊にある「孫乃言」勘定には「内」で区分した記録場所^{場所}に取引記録があってはならないにも関わらず、そこには記録があることからすると、現金取引も記録されているが現金勘定とみるには無理があることから、資本主勘定とみなすのが妥当であると思われる。

もし「孫乃言」勘定が資本主勘定だとすれば、「孫乃言」勘定を相手勘定とした取引記録以外の多くの取引記録は、すべて現金勘定を相手とした取引記録とみななければならず、このように解釈すると、この2冊の長冊では「孫乃言」勘定がある程度現金勘定の役割を果たしたとみることができる。これは四介松都治簿法の原理に合致する方法である。

この2冊の長冊の記録にみられる「會計冊傳」や「會計冊移來」という表現は、長冊以外に日記冊と會計冊が存在することを意味する。この場合の會計冊は、他の四介松都治簿法の本の記録から推測すると、決算書であると考えられる。これが「前頁から繰越」または「次頁へ繰越」〔という繰越記入：訳者〕ではないかという疑問も生じるが、この2冊の長冊の記録では、それが「下冊同名 移録」または「上片同名 移録」で区分表示されているため、會計冊は別の帳簿であることは確実である。そうだとすれば、この2冊の長冊は、四介松都治簿法が備える帳簿組織を完全に有していたと考えることができる。

IX. 光武四年庚子四月他給長冊第三・光武二年戊戌十二月外上長冊第四

光武は李氏朝鮮の高宗が1897年から独自に使用した年号で、光武四年は1900年、高宗37年に該当する。この他給長冊は1900年から1909年までの記録で、外上長冊は1898年から

1901年までの記録である。2冊の長冊の記録形式や書体がまったく同じであることからすれば、同じ会計主体の長冊だと思われる。

この2冊の長冊の記録形式も、先に指摘した取引日中心の記録方法に従っている。不思議なことに、北朝鮮に実在する会計の古文書のなかで、今回入手した会計帳簿〔の写し：訳者〕は例外なくすべて取引日中心の記録方式を採っている。これは、〔これまで見出されてきた：訳者〕われわれの会計の古文書のほとんどが勘定中心主義の記録方式を採っていることと極めて対照的である。この点を除けば、北朝鮮からの会計帳簿もわれわれが韓国で入手した会計帳簿と同じ記録方法を採っている。たとえば、貸方と借方の表現方法、貸借平均の表示方法および蘇州数字の利用方法などがそれである。

このような記録形式の問題よりも重要なことは、これら長冊記入が仕訳帳である日記冊から転記されたか、またはひとつの取引が2冊の長冊の勘定に同じ日付で同一金額が記録されているか、また各勘定の残額が決算に関わっているかについて確かめることである。そこで、われわれは2冊の長冊の記録のなかで2つの年度（他給長冊の記録と外上長冊の記録が備えている1900年と1901年）の記録のうち、1900年の取引記録を取引日順に整理し、それらのなかで同じ日付に同一の金額が貸借に記入された記録を見出し、それを各長冊の記録で追跡し、相互関連性を確認する分析過程を辿ってみた。その結果、複式記入が確認された取引は、次のとおりである。

1900年6月6日	(借) 福德宅	79.20	(貸) 任允五	79.20
	(扶苧四十四尺文)		(扶苧四十四尺文)	
	屏風秩	10.00	任允五	10.00
	(換布價文)		(換布價文)	
6月10日	(借) 福德宅	9.00	(貸) 任允五	9.00
	(徳尢羅二尺文)		(徳尢羅二尺文)	
8月2日	(借) 買得	2,664.20	(貸) 龐致明	2,664.20
	(白川正租二十八石文)		(白川正租二十八石文)	
9月3日	(借) 買得	595.00	(貸) 尹而習	595.00
	(紅蓼七斤文)		(紅蓼七斤口除實文)	

1900年の取引は数百にのぼるが、もっぱらこの5つの取引だけが複式記入されていたことからすれば、残りのすべての取引が現金取引であり、これら5つの取引だけが振替取引に該当するとみなすことができる。この2冊の長冊の記録形式は、縦書きで右側から左側へ記録する形式で、基本的には次のような方式で記録されている。

他給長冊

四月十一日

△崔學烈 債入文 三千兩 七月晦每百七兩邊 内 七月二十日文 二千兩
 二十三日文 一千兩
 三十日文 二百十兩 下

外上長冊

四月九日

△瓢泉宅 貸去文 大國洞山所草伐役軍 五兩 十五日 用合文二百三十七兩一錢
 十六日白川打租二石江朔文十三兩五錢 十九日佛供時文十五兩
 以下省略……………會計冊第九同名傳

四月二十五日

△屏風秩 貸去¹¹⁾ 油形紙一丈文一兩 五月初二日明細十尺文二十六兩 初四日染色工文五兩五錢 六月初六日十兩 内 十二月三十日 公用秩計文 四十二兩五錢 上

これによると、取引日中心主義を採っているものの、債入や貸去の下には単一の取引を記入するのではなく、複数の日付の取引が記入されていることが先の例と幾分異なる。

X. 結 語

これまで検討した、北朝鮮から入手した会計の古文書の記録から発見した事実を総括して評価すれば、次のようになる。

第一に、四介松都治簿法が備え持つ帳簿のうち2冊の長冊は備えているが、その長冊の記録が日記冊から転記されたものであるかどうかについては確認できなかった。また、外上長冊と他給長冊の記録が、年度末に決算に結び付いているということも確認できなかった。しかし、會計冊という表現の記録が長冊の多くの箇所で見られ、この會計冊という帳簿の性格が決算帳であった可能性がある。このような形態は単純な単式簿記ではなく、また複式簿記の体系を完全に有する四介松都治簿法であるとの結論も下すこともできない。もしそうだとすると、玄丙周 [1916] に記載された内容のように完全ではないが、四介松都治簿法が備えていた日記冊、外上長冊、他給長冊および會計冊という帳簿組織が、

11) 北朝鮮で筆写した原稿では、貸去を賣去と解説しているが、われわれは貸去と判断した。

その一部は1786年にすでに備え持ち始めていたということ是可以する。

第二に、玄丙周 [1916] の四介松都治簿法を基準とした記帳方法の比較から際立った差異がみられることは、取引日中心主義で記録されていたということである。韓国で発見された会計の古文書は、そのほとんどが例外なく、勘定科目中心主義で記録されているという点で際立った差異を示している。取引日中心主義の取引記録方法は、勘定科目中心主義の取引記録方法に比べて同じ勘定科目が頻繁に設定され、債権や債務の管理が不便であった可能性が遙かに高い。しかし、外上長冊と他給長冊の借方と貸方に示された文字符号に少し違いはあるものの、その基本は同じであることが確認された。取引記録に使用された単価の表示や合計金額の表示などに用いられた蘇州数字は、われわれの伝統的な会計記録で使用したものと同じである。各勘定の貸借平均の表示記号である△の符牒を使用することも、四介松都治簿法と同様である。日記冊からの転記を検証する際に使用した〔たとえば、打点（ゝ）といった：訳者〕視覚記号のようなものはまったく見出すことはできなかった。

第三に、日記冊のないまま外上長冊と他給長冊だけで検討した結果からでも、一部の取引について複式記入の痕跡を見出すことができた。ただし、その回数は取引全体の1%にも満たないことが惜まれる。残りの99%に該当する取引はすべて現金取引であり、現金の授受と現金勘定の役割を日記冊が果たしていたとすれば、先に検討した長冊だけでも複式記入までは行なわれていたということ是可以するが、この点については該当する帳簿をさらに入手した後に結論を下すべきであろう。

第四に、検討した会計文書からは決算の痕跡を見出し得なかった。これら会計帳簿に示されている「會計冊」が決算書を意味するのか、外上長冊や他給長冊自体を指す用語なのかはあいにく知る術もない。決算書に該当する會計冊が別に存在するとすれば、長冊上の各勘定残高が決算日に會計冊へ移記された痕跡がなければならないが、そのような記録も見出し得なかった。

ここで提起したい疑問は、洪熹裕の論文や著書で指摘する日記冊と會計冊（決算書）および損益計算が、北朝鮮に残存する帳簿を引用したものなのか、それとも玄丙周 [1916] の四介松都治簿法をみて引用したものなのかを知ることができないということである。われわれは、洪熹裕の記述が北朝鮮に残存する記録をもとにしたものであることを願っている。

以上の事実を総括すると、趙益淳・鄭錫佑 [2006] の『朝鮮時代の会計文書に表れた四介松都治簿法の足跡』に引用した洪熹裕の記述内容をそのまま受け入れれば、われわれの固有の簿記法がルカ・パチオリの水準の複式簿記に類似した形態で成立した時期は、少なくとも1786年以前であった可能性が高い。

しかし、これを確認し得る帳簿を入手できなかった理由との関わりで、日本の植民地時代に日本人の会計学者がわれわれの会計文書のうち使い途のあるものだけを残らずすべて持ち帰り、ほとんど用途のないものだけが残っているのではないかという憂いが先立つ。このような疑問が解ければ、一日でも早く北朝鮮に残存するすべての会計文書が公開され、手にすることができなければならないと思う。そのような日が訪れることを期待し、また熱望している。

参 考 文 献

- 趙益淳・鄭錫佑 [2000], 「朝鮮時代の算員(算士・計士・會士)制度に関する研究」, 『会計ジャーナル』第9巻第4号, pp.95-128.
- 趙益淳・鄭錫佑 [2006], 『朝鮮時代の会計文書に表れた四介松都治簿法の足跡』博英社。
- 玄丙周 [1916], 『實用自修 四介松都治簿法 全』友文館書會編纂, 徳興書林。
- 洪熹裕 [1962], 「松都四介文書に反映された松商達の都買活動」, 『歴史科学』1962年6号。
- 洪熹裕 [1989], 『古代・中世朝鮮産業史』白山資料院。